

令和 6 年度

前橋市任期付職員（医師）採用選考案内

令和 6 年 1 0 月 1 日

前橋市総務部職員課

【申込受付期間】令和 6 年 1 1 月 1 日（金）～ 1 1 月 1 4 日（木）

1 募集内容

項 目	内 容
採用職種	公衆衛生医師（保健所長）
採用予定数	1 人
応募資格	医師免許を有している人（平成 16 年 4 月 1 日以降に医師免許を取得した場合は、臨床研修を修了している人）
業務内容	保健所に勤務し、保健所長として公衆衛生業務及び関連する行政事務に従事します。
任 期	5 年
採用予定日	令和 7 年 4 月 1 日
採用条件	次のいずれかの要件を満たしていること。 ①公衆衛生業務に 3 年以上従事した経験を有すること。 ②国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を修了していること。 上記の要件を満たしていない場合は、令和 7 年 7 月 3 1 日までに②の要件を満たすことが採用条件となります。要件を満たすまでの期間は、保健医療監として任用し、②に規定する課程への派遣を行います。

上記の応募資格のほかに、次のいずれかに該当する人は応募できません。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条に該当する人（次のアからウまでのいずれかに該当する人）

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 前橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過

しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 選考方法

(1) 選考内容・選考日等

選考内容	選考日・選考会場
小論文	採用選考申込時に提出してください。
個人面接	応募者と調整の上、決定します。

(2) 結果発表

可否にかかわらず、郵送で通知します。

3 申込方法

(1) 申込受付期間

令和6年11月1日（金）～11月14日（木）

(2) 提出書類

ア 採用選考申込書（所定部分に写真を貼付してください。）

イ 医師免許証の写し

ウ 臨床研修修了登録証の写し（平成16年4月1日以降に医師免許を取得した場合に限ります。）

エ 小論文

(ア) 課題：公衆衛生医師の果たす役割

(イ) 文字数：400字程度

(ウ) 書式：A4縦・横書き ※指定の様式はありません。

オ 通常はがき（1枚） ※宛先等何も記入しないでください。

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「採用選考申込み」と朱書きしてください。申込締切当日（令和6年11月14日）の消印有効です。

※ 持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参してください。

※ 提出書類は、折り曲げずに提出してください。

(4) 提出先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市総務部職員課人材育成係（市役所本庁舎5階）

(5) 申込書記入上の注意事項

ア 申込書を印刷する際は、両面印刷にしてください。

イ 記入は、黒のインク又はボールペンを使用し、必ず自書してください。

ウ 数字は、全て算用数字で記入してください。

エ □のある箇所は、該当する項目に■又は☑を記入してください。

オ 修学期間、取得年月日及び在職期間は、和暦で記入してください。

カ 連絡先は、現住所と同じ場合は、記入不要です。この欄に記入がある場合は、その住所が受験票及び合格通知等の送付先となりますので、注意してください。

4 勤務条件等

(1) 身分

一般職の任期付職員

※ 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年前橋市条例第1号）第2条第2項に基づく任用です。

(2) 服務

地方公務員法が適用されます。

※地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務が、同法第38条の規定により営利企業への従事等の制限が課されるため、現在、医師業務を行っている応募者は、本市職員として採用された場合は、当該医師業務を停止していただく必要があります。

(3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 勤務場所

前橋市保健所（前橋市朝日町三丁目36番17号）

(5) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(6) 休暇等

年次有給休暇（年間20日）のほか、特別休暇（結婚・忌引・夏季休暇

等)、介護休暇等があります。

(7) 給料

初任給は、医師経験年数等に応じて決定します。

<参考例>

(令和6年10月1日現在)

年齢	給料月額
50歳(医師経験26年)	538,700円程度

(8) 手当

管理職手当、地域手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

5 その他

- (1) 電話等による可否の問合せには、お答えできません。
- (2) 応募資格がないことが判明した場合や、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。

6 問合せ先

前橋市総務部職員課人材育成係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6503(直通)

e-mail：shokuin@city.maebashi.gunma.jp